

年金は老後のためだけではありますやん!

障害基礎年金

間があるために障害基礎年金を受けることができませんでした。

なぜ?

上65歳未満で日本に住んでいる)に初診日のある病気やけがで国民年金法の政令に定める1級または2級の障害の状態になった方が受けられます。○受給にはいくつかの要件があります。

初診日の前日において

①年金制度加入時(20歳)から初診日の属する月の前々月までの間に、保険料を納めた期間(保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む)が3分の2以上(1以上の未納がないこと)

②初診日の前々月から直近1年間に未納がないこと(①の要件がない場合)

*請求手続きができるのは、初診日より1年半経過している、もしくは症状が固定している(これ以上改善が見込めない状態)時点です。

【事例①】

26歳で交通事故にあり、障害が残ってしまったAさん。20歳から事故にあうまでの期間に、保険料を未納にしていました。

なぜ?

Bさんは国民年金に加入した20歳のときから国民年金の納付を行ひ、失業等で支払い困難なときは免除申請手続きを行ってきたので、受け取ることができます。

26歳で日本に住んでいます。

何かあってからでは遅い!
国民年金は万が一の備えです!



支給の対象となる方

平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であつた学生及び昭和61年3月

以前に国民年金任意加入対象であつた被用者等の配偶者(厚生年金保険の加入者の配偶者等)であつて、当時、

※障害基礎年金の受給者によつて生計を維持されている子(18歳に到達した年度までの子か、20歳未満の障害のある子)があるときは障害基礎年金額に加算があります。

※3分の1以上の未納があつても、事故にあつ前々月までの直近1年間を納付が免除等にしていれば障害年金を受けれることができました。

20歳前に初診日がある方は・・・

国民年金に加入する20歳になる前に

1級、2級の障害の状態になった場合

は、20歳になつたとき(障害認定日が20歳以後の場合は障害認定日)から障害基礎年金を受給できます。ただし、

本人に一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。

【お問い合わせ先】

○市役所市民課国民年金係
0973-5498

○コガ年金事務所
0973-3439

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかつたことにより、障害基礎年金等を受給していない障害を有する方に対して、平成17年4月から福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されています。対象となる方は国民年金係へご相談ください。

障害基礎年金額(平成26年度の年額)

1級→	96万6,000円	(年額)
2級→	77万2,800円	(年額)

平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であつた学生及び昭和61年3月

以前に国民年金任意加入対象であつた被用者等の配偶者(厚生年金保険の加入者の配偶者等)であつて、当時、

※障害基礎年金の受給者によつて生計を維持されている子(18歳に到達した年度までの子か、20歳未満の障害のある子)があるときは障害基礎年金額に加算があります。

※3分の1以上の未納があつても、事故にあつ前々月までの直近1年間を納付が免除等にしていれば障害年金を受けれることができました。

20歳前に初診日がある方は・・・

国民年金に加入する20歳になる前に

1級、2級の障害の状態になった場合

は、20歳になつたとき(障害認定日が20歳以後の場合は障害認定日)から障害基礎年金を受給できます。ただし、

本人に一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。

特別障害給付金額(平成26年度の月額)

1級→	4万9,700円	(月額)
2級→	3万9,760円	(月額)